

【背景】

「標準的な運賃」については、昨年4月の告示から1年以上が経過し、すでに多くのトラック運送事業者からそれを適用するための運賃料金届が出されていることから、業界での浸透はかなり進んでいるものと考えられる。そして届出の内容を実際の運賃に反映させるためには、荷主企業との交渉を展開していくこととなる。しかし運送の現場において「標準的な運賃」がどの程度活用されているのか実態は十分に把握できていない状況である。

今後「標準的な運賃」を活用して事業継続に必要なコストに見合った額の運賃を収受していくためには、まず関係する事業者の実態を把握した上で行うべき取組を検討する必要がある。



令和3年度の岡山県地方協議会では、今後のコロナウイルス収束後の運賃引き上げを目指し効果的な取組検討に向けた基礎資料を収集することを目的に、**県内の運送事業者及び荷主企業双方を対象とした「標準的な運賃」に関するアンケート調査を実施する**。告示内容の浸透度や理解度、運賃交渉の状況などの実態を調査することにより、**令和6年度からの時間外労働の上限規制適用に向けた改善のための次年度以降の取組の検討材料とする**。

【参考】岡山運輸支局管内における「標準的な運賃」の届出状況

→11月1日現在、一般貨物自動車運送事業者821者が届出済み
(県内の一般貨物事業者全体に占める割合:約77%)

「標準的な運賃」に関するアンケート調査(案)

実施概要

○実施主体：岡山県地方協議会

○調査時期：令和3年12月～令和4年1月

○調査対象：

岡山県内の

- ・一般貨物事業者(「標準的な運賃」の届出済)
 - ・荷主事業者
- } 各300者程度

○調査方法：

対象事業者へ調査票郵送⇒FAXもしくはメールにて回答

○調査内容：事項調査項目のとおり

「標準的な運賃」に関するアンケート調査(案)

調査項目

(貨物運送事業者向け)

- 事業者の概要、保有車両数、主な輸送品目
- 運賃料金の決定方法
- 運賃と別にした料金收受の状況
- 荷主事業者との運賃交渉の状況
- 「標準的な運賃」の活用状況 等

(荷主事業者向け)

- 事業者の概要、業態、取扱い品目
- 貨物運送事業者との取引形態
- 現在委託している運送契約の内容
- 貨物運送事業者との運賃交渉の状況
- 「標準的な運賃」に対する認識、受け止め方 等

※必要に応じて、事業者了承のもと回答結果について個別にヒアリングを行う。

調査票回収後の流れ

- ・事務局にて回答の結果を集計



- ・「標準的な運賃」についての県内事業者の認識や活用状況を把握



- ・調査により明らかとなった実態について分析、県内における「標準的な運賃」を取り巻く状況についてまとめ報告書を作成



- ・今年度2回目の協議会において報告



**次年度の岡山県地方協議会で
アンケート調査の結果を反映した取組を実施**